

修 繕 仕 様 書

1 適 用

この仕様書は、「一宮浄化センター浄化槽汚泥分離液投入流量計ほか取替修繕」に適用する。

2 準拠規格

(1) 受注者は、この修繕の契約を締結した後、修繕数量総括表、修繕仕様書及び図面（以下、設計図書という）に準拠して、岡山市監督員の指示監督に従って、指定された期間内に修繕を完成すること。なお、設計図書に明示されていないものについては、下記に準拠すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- イ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備編）（令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- エ その他関連法規等

(2) 設計図書に符号しないものについては、岡山市監督員と協議を行うこと。但し、軽微なものについては、岡山市監督員の指示に従うこと

3 施工管理

(1) 受注者は、現場責任者及び修繕の施工について技術上の管理を行う主任技術者を定めること。

(2) 現場責任者及び主任技術者は、修繕の施工に関して修繕場所に常駐し、その監督及び監理を行うこと。

4 工程管理

(1) 受注者は、一宮浄化センターの運転管理に支障が生じることのないよう、修繕の施工について工程及び現場管理を適切にすること。また、必要により岡山市監督員と協議を行うこと。

5 寸法、配置

(1) 受注者は、この修繕を施工する前に必ず現地調査を行うこと。従って、設計図書に記載する寸法及び配置は参考とする。また、この修繕の目的物が既設の構造物及び設備と整合するよう、修繕を完了すること。

6 機器及び材料の選定

(1) 受注者は、この修繕に使用する機器及び材料で、設計図書に明示されているものについては、これに準拠すること。なお、設計図書に明示されていないものについては、市場において優良と認められ、それぞれの目的に最も適合し、均衡のとれたものであること。また、設計図書に「支給品」あるいは「再使用品」の明示がないものについては、すべて新品を準備すること。さらに、JIS 及び ISO に規格があるものについては、これに準拠すること。

7 機器及び材料の検査

(1) 6の機器及び材料については、修繕場所に搬入する際に岡山市監督員の検査を受検し、合格したものとする。

8 一般的損害

(1) この修繕の施工においては、既設の構造物及び設備を損傷しないように十分注意すること。万一、損傷した場合は、同等以上の資材を用いて速やかに原状回復の適切な措置をとること。但し、この措置に要する費用については、すべて受注者の負担とする。

9 災害防止等

(1) この修繕の施工においては、現場作業従事者の災害防止対策に十分注意するとともに、労働基準法及び

労働安全規則等の作業保安規定を遵守すること。また、資格を必要とする作業については、その作業に必要な資格を有する者が行うこと。

10 廃棄物処理

- (1) この修繕の施工において発生する撤去品、廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、適正に処理すること。

11 検査、試験

- (1) 受注者は、この修繕が完了した後、速やかに機能及び性能試験を行うこと。
(2) 機能及び性能試験は、岡山市監督員の立会いの下で行うこと。
(3) 受注者は、機能及び性能試験に合格した後、完了届を提出して検査を受けること。
(4) 検査には必ず現場責任者又は主任技術者が立会うこと。

12 清掃、後片付け

- (1) この修繕の施工においては、現場の整理整頓、後片付け及び清掃を行って、清潔な作業環境の保持に努めること。

13 完了及び引渡し

- (1) この修繕の目的物の引渡しは検査合格後とする。従って、引渡し完了までの当該目的物の保管は受注者の責任とする。但し、岡山市の責任と認められる場合はこの限りではない。
(2) 岡山市は、この修繕の目的物の引渡し前においても、当該目的物の全部又は一部を受注者の同意を得て使用できるものとする。

14 保証期間

- (1) この修繕の保証期間は、この修繕の目的物の引渡し後 1 年間とする。但し、消耗部品はこの限りではない。万一、保証期間中に受注者の過失により事故が発生した場合、受注者は直ちに適切な措置をとること。但し、この措置に要する費用については、すべて受注者の負担とする。

15 工期及び支払い

- (1) この修繕の工期は、令和8年2月27日までとし、支払いについては完了後払いとする。

16 修繕内容

(1) 概 要

浄化槽汚泥分離液投入流量計2台の取替修繕及び放流流量計1台の取替更新

(2) 場 所

一宮浄化センター 水処理棟（図面参照）

(3) 目 的

長年月の使用により、浄化槽汚泥分離液投入流量計のライニング部が変形し、正確な流量が測定できずに運転管理業務に支障をきたしているため取替修繕を行うもの。また、下水道料金の計算に使用している検定付きの放流水流量計の検定期限が差し迫っているので取替を行うもの。

(4) 修 繕 対 象 機 器

ア 浄化槽汚泥分離液投入流量計 2台

電磁流量計（口径 80mm）AXF080G 横河電機株式会社製

※浄化槽汚泥分離液投入流量計はライニングを PFA にすること。その他仕様は既存流量計と同様とする。既存流量計仕様書を確認すること。

イ 放流水流量計 1台

電磁式水道メーター（口径 100mm）MGT20F 型 分離型 アズビル株式会社製

※放流水流量計は検定付とし、取替更新後から検定期間8年間を有すること。

ウ アイソレータ 1台

絶縁型 1 入力/1 出力 4-20mA/4-20mA MS3704-A-AA エムティティ株式会社製

(5) その他

ア 現場の使用状況等を確認し、岡山市監督員と協議の上、運転に支障がないように修理を行うこと。

イ 作業終了後の取付け状態の確認及び絶縁抵抗測定、コイル抵抗測定、接液抵抗測定を行うこと。

ウ 取替後、各ポイント(25%刻み)にて模擬信号を出力し、正常な値が出力されていることを確認すること。

確認箇所は、水処理棟動力制御盤、データログの2箇所。

また、確認結果を修繕報告書として提出すること。

エ フランジパッキンも新品に交換すること。ボルトナットは再利用可とする

オ 撤去品は、持ち帰り適切に処分すること。

17 提出書類

(1) 受注者は、岡山市契約規則に定める次の書類を速やかに提出すること。但し、書類は A4 サイズとする。

ア 契約書類

①契約保証関係書類

②課税事業者届出書

③修繕請負契約書

イ 修繕の着手時に提出する書類

①現場責任者及び主任技術者届

②修繕工程表

③修繕着手届

④下請負届出書（必要な場合のみ）

ウ 修繕の施工中に提出する書類

①機器納入仕様書

エ 修繕の施工後に提出する書類

①修繕写真帳（材料検収、施工前、施工中、施工後、試運転）

②修繕報告書

③修繕完成通知書

④取扱説明書

オ その他、岡山市監督員の指示するもの

以 上